

教育振興基本計画についての意見

全日本教職員連盟

1 はじめに

教育は長期に亘る営みであり、成果がすぐに表れるものではないため、教育施策の達成度を評価することやその責任の所在が曖昧にされてきた。しかし、これからの教育においては、国民全てが自分の役割から逃げることなく、教育に関心を寄せて責任を感じ、行動し、将来の日本を良い国にしていくことが求められてくる。教育基本法は、国や地方公共団体、学校、家庭等、教育に関わる全ての者に対して責任を果たすことを求め、特に国は、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならないとしている。さらに、同法17条には、政府が教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならないことが明記されている。これまで、義務教育費国庫負担制度をはじめ、教育の根幹をなす施策が、予算編成の時期には存廃の危機に遭うなど、将来を見据えた教育振興計画が具体的に示されてきたとは言い難い状況であった。このような課題を解決する上でも、教育振興基本計画が同法に明記されたことは評価できる。今後、5年間の教育政策の基本方針を定める教育振興基本計画が机上の計画だけに終わらないように、十分な予算措置が保障された上で、適切に実行されることを願う。そして、未来を担う子供たちのために教育環境が整備されていくことを切に望む。

2 社会全体で教育の向上に取り組む

○ 学校・家庭・地域の連携協力の強化、社会全体の教育力の向上について

学校と地域の連携体制を構築することは重要である。学校運営協議会においては、学校支援、学校改善の視点で運営が行わなければならない。つまり、主体は学校であり、地域はサポート役であることが望ましい。学校評価制度を有効に活用しながら、学校と地域との連携が深まることを望む。

現在、インターネットや携帯電話のメール等を利用した犯罪が増加し、メディア上の有害情報は、より深刻な問題となっている。教育現場においても、同級生をいじめる様子を動画で撮影してメール送信したり、プロフやブログに他人の誹謗中傷を書き込んだり、出会い系サイトを窓口に援助交際を行ったりする等、子供たちが被害者や加害者になる事件が多発している。このような実態から社会全体で情報モラルの指導を充実させる必要があり、メディア、マスコミ業界の自主規制も求めたい。現実的には、子供たちに携帯電話等を与えているのは保護者であることから、家庭の役割は非常に大きい。携帯電話等を使用する約束を子供と一緒に考えることや、子供たちの使用状況を把握することは保護者の役目であり、責任である。今後、学校が情報モラルの指導状況を家庭に伝えると共に、国や自治体は啓発資料の作成を行う等、支援策を講じる必要がある。

○ 家庭の教育力向上について

現在、三世代同居の家族が少なくなり、核家族が多くなっている。だからこそ、親が親になるための学習、親が親として育つための学習が必要である。また、乳幼児の子供を抱える保護者が孤立しないように、気軽に相談したり、情報交換し合えるネットワークを構築する等、子育てを応援する社会にしていくことが望まれる。そのためには、国や地方自治体、及び企業が、子育て支援を積極的に進めることが大切である。各企業は、意識改革を行い、慢性的な残業の解消や育児休暇制度の整備に努めるべきである。このようなことが、家庭教育の充実に繋がると考える。

3 個人を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

○ 「確かな学力」を確立することについて

学力保障においては、授業時数という量的な視点のみで授業実践を重ねるだけではなく、教員の教材開発や指導技術によって授業の質を向上させていくことが不可欠である。このことから、教員が十分な教材研究を行う時間が確保されなくてはならない。学校においては、効果的に機能するマネジメント体制や校内研修体制を確立したり、事務負担の軽減化を図ったりすることが必要である。併せて、国や地方自治体においても、教員が子供と向き合う時間を確保するための支援として、学校の実態に応じた教職員配置に努めるべきである。

新学習指導要領は、教育基本法や学校教育法に基づいて改訂されることになり、「生きる力」を「将来の職業や生活を見通して、社会において自立的に生きるために必要とされる力」と位置付け、「基礎的・基本的な知識・技能の習得」を基盤とし、「思考力・判断力・表現力等を育成すること」「学習意欲の向上や学習習慣を確立すること」「豊かな心や健やかな体の育成のための指導を充実させること」が特に重要であるとしていることは理解できる。テスト結果や入試結果に一喜一憂することなく、教育関係者をはじめ、社会全体で「生きる力」を育むことの必要性が共有できることを望む。

また、新学習指導要領では、知識・技能を活用する学習活動の重要性が提言されている。その意義については理解できるが、学校現場において、知識・技能を活用できる授業づくりをどのように具現化していくのが課題となる。学校の特色を生かした教育課程の編成や指導計画・指導案の作成を行いながら研究を深め、子供の学ぶ意欲を向上させる授業実践が継続的に行われることが必要である。併せて、「活用する力」を育てる授業づくりが全ての学校において実践されるためには、専門的な指導者が適切な指導・助言を行うことが不可欠である。文部科学省や教育委員会等が中心となって研修会を開設したり、優れた実践事例を紹介したりする等、校外からの支援体制を求めたい。

○ 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくることについて

全日教連は、結成当初から「美しい日本人の心の育成」を基本理念とし、我が国の歴史や伝統文化を尊重し、日本人としてのアイデンティティーを確立するための教育が重

要であると提言してきた。教育基本法が改正され「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国の郷土を愛する」態度を養うことが明記された。これはグローバル化が進展する中で、国際社会を生きる日本人としての自覚を育てようとしたものであると考える。国家、社会の形成者として、自らを律し、他者と共に協調し、他者を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性を持った日本人を育てることは、学校だけではなく、社会全体に課せられた使命である。

また、規範意識等、子供の社会性を育むためには、家庭、地域社会等との連携、幼稚園、小学校・中学校・高等学校相互の連携等の強化は大変重要である。子供の問題行動と家庭の教育力は密接に関連することからも、社会全体を巻き込んだ家庭支援の在り方について施策が講じられなければならない。

さらに、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようにするためには、まず、子供たちが自らの健康に関心を持ち、健康で安全な生活を送っていかうとする意欲を高めることが大切である。しかしながら、教育の第一義的な責任を担う家庭は、家族形態やライフスタイルの変容を背景に、その教育力が低下している。これらを鑑み、学校において全ての教職員がそれぞれの専門性を生かし、お互いに連携し合いながら健康教育を推進できるような指導体制作りを図ることが重要である。

教育職員免許法の一部改正により、養護教諭は従来の職務に加えて保健の領域にかかわる授業を行うことができるようになる等、学校現場における養護教諭の重要性はさらに高まってきている。学校栄養職員についても「栄養教諭」制度が創設されるとともに、平成17年度に「食育基本法」、その翌年には「食育推進基本計画」が策定され、国家レベルで食育への取組がなされるようになった。子供の心身の健康を守り、安全、安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策を推進するためにも、養護教諭や栄養教諭の配置の促進を求めたい。また、文部科学省は「早寝早起き・朝ごはん」を合言葉に、心身ともに健康な子供たちの育成を目指す国民運動を推進している。このような取組を推進することが、子供たちの健やかな体づくりに大きく寄与すると考える。

○ 優秀な教員を養成・確保するとともに、一人一人の子供に教員が向き合える環境をつくることについて

教員給与の充実については、教育界に優秀な人材を確保する上で大変重要である。副校長・主幹教諭・指導教諭等を定数外に位置付けるとともに、これらの職が教員のキャリアの複線化につながることを望む。

家庭や地域の教育力の低下等、学校を取り巻く環境も大きく変化し、残念ながら社会全体の教員に対する信頼感も薄らいできている。このような厳しい環境の中で、さらに追い打ちをかけるように学校に対して理不尽な要求をする保護者、給食費や高校の授業料未納は、学校現場において大きな負担となっている。これらを解決するために学校を外部から支援する機関を設置することは、教師が子供たちと向き合う時間の確保に繋がると考える。また、学校現場は、学校や地域の実態に即した教員配置を強く求めている。(1学年の学級数に対する教員を、各学年小学校1.5以上、中学校2.0以上を乗じた数)学級編制基準の弾力化と併せて、きめの細かい指導が可能となる教職員配置を強く望む。

- 教育委員会の活動の充実を促進するとともに、学校の組織運営体制を確立し、学校教育を充実させることについて

現在の教育委員会制度は組織や運営が形骸化し、実質的にその機能を果たしていないという指摘がある。また、市や町の規模によっては、教育委員として適した人材を確保することが難しい現状もある。しかし、教育委員会の持つ、中立性・継続性・安定性を確保することは、公教育を維持向上させる上で不可欠である。そのために、教育委員会制度の存続を前提とした上で、教育委員会の規模や役割等、必要な改革を行うことが望まれる。

学校の組織運営においては、同僚性、協働性も大切にしながら、学校の活性化を図らなければならない。確かに、校長からの指示・命令がトップダウン方式で教諭に下りることも必要であるが、そのみでは組織は活性化しない。教職員間の調整を図る上でも、主幹教諭や指導教諭が果たす役割は大きいと考える。しかし、各都道府県の財政状況によって、主幹教諭や指導教諭の任用状況に格差が生じることが危惧される。国は各都道府県が主幹教諭や指導教諭を積極的に任用できるように、義務教育費国庫負担金において必要な予算措置を講じる等の支援を行う必要がある。

また、教員が子供と向き合う時間を確保するために、学校事務職員の果たす役割は大きい。事務処理の合理化だけではなく、事務職員の質の向上を図る上でも、事務の共同実施は不可欠である。そして、学校事務の共同実施組織に事務長(仮称)を置くことができるように、学校教育法施行規則に明文化されることを望む。

- 特別なニーズに対応した教育を充実することについて

学校現場において、障害のある子供たちや通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の子供たちに対する支援体制を整えることは、大きな課題となっている。

「障害のある子供たちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供たち一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び支援を行う」という特別支援教育の理念が、学校現場で実際に機能するためにも、教育環境充実への十分な予算措置や人員配置(特別支援教育コーディネーターの専任配置等)の条件整備が推進されることを望む。

4 教養の厚みを備えた知性あふれる人間を育成し、社会の発展を支える

大学においても、優秀な学生を確保し、世界トップレベルの教育・研究を充実させていくことは非常に重要である。ただし、教育も研究も短期間で結果が出るものではなく、教育活動に成果主義は馴染まないと考える。目先のことにとらわれず、大学の特色を生かした教育研究の安定的、継続的な支援が必要である。

また、日本の大学は、授業料が高額であるため、優秀な生徒が経済的な理由により進学できない状況がある。国公立・私立とも授業料を引き下げるとともに、奨学金制度の充実や生徒の能力が活かせるような仕組みが必要である。

5 安全・安心で質の高い教育環境を整備する

○ 安全・安心な教育環境を実現することについて

公立学校施設は、地震等の非常災害時に子供たちの生命を守るとともに、地域住民の緊急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保が不可欠である。しかし、現在、耐震性が確保されている建物は全体の約半数に過ぎず、他の公共施設と比較しても、耐震化への取組が遅れている状況である。子供たちの安全を確保し、安心して学べる教育環境を整備するためにも、公立学校施設の耐震化が推進されなければならない。

また、子供たちの登下校や地域における安全・安心な放課後の生活が保障されることも重要である。子供たちが校内外で安心して活動できる教育環境整備のために、地域と行政が一体となった安全対策を講ずることが望まれる。

○ 質の高い教育を支える環境を整備することについて

文教予算が地方交付税として措置されているため、実際に学校に措置される予算については、地方自治体によって大きな差が生じている。地方自治体の厳しい財政状況の中で、教育費が削減されている実態があり「教育における機会均等」「学力の維持・向上」という教育基本法の趣旨が守られているとは言い難い。

このような中、学校図書館担当職員の配置の促進が盛り込まれることについては評価できる。豊かな心の育成のためにも、読書活動が一層推進されることを望む。また、文科省資料によると、教材費については交付税ベースで小学校340万円、中学校320万円の予算が措置されている。しかし小中学校1校（小学校18学級、中学校15学級規模）当たりの実際の教材の購入額を地方別に比較すると、最高の東京都の652万円と最低の岩手県の94万円との間では約550万円もの差があった。全国平均の措置率は73.1%であるが、この数字を上回ったのは8自治体のみであり、残りの39の自治体は平均にも満たなかった。本来なら子供たちの教育のために使われるべき予算が、別の目的に流用されている状況が数字の上で明らかになった。

地方の財政状況により教育環境の格差が現在以上に広がらないように、教材費や学校図書費は、国庫負担として確実に予算を確保したい。

6 最後に

教育は、未来に対する先行投資であり、将来の日本を支える青少年を健全に育成する崇高な営みである。経済状況の如何に関わらず、教育に対する投資を惜しまず、子供たちのために教育環境を整えていくことは私たち大人に課せられた責務である。

特に国は、未来への先行投資である教育を重視するという明確なメッセージを学校関係者だけではなく社会全体に伝え、具体的な施策を示す必要がある。教育基本法に根拠を置き、地方の教育実践を後押しできるような教育振興基本計画の策定、実施を強く望むものである。